

# 公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 18 項において準用する同法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づき、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業 和地太田地区）の変更後の土地改良事業計画の概要につき田原市、豊川総合用水 土地改良区及び田原市土地改良区と協議したいので、同法第 88 条第 18 項において準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により土地改良事業計画の概要を縦覧に 供します。

なお、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、令和 8 年 3 月 9 日ま でに田原市長に意見書を提出してください。

令和 8 年 2 月 6 日

愛知県知事 大 村 秀 章

- 1 書類の名称  
土地改良事業計画の概要書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 8 年 2 月 6 日（金）から令和 8 年 3 月 9 日（月）まで
- 3 縦覧の場所  
田原市役所
- 4 意見書の提出方法  
書面にて直接田原市役所へ提出